

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 8月総会議事録

期 日 令和2年8月7日(金)

場 所 コミュニティセンター 2階  
研修室

令和2年8月7日開催、川崎町農業委員会総会をコミュニティセンター2階研修室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午前9時00分

2、出席委員(11人)

1番	田所 義信	2番	重藤 義光	3番	中村 明
4番	松江 英幸			6番	山下 理江
7番	政時 修	8番	藤川 航		
10番	原口 友博	11番	中島 隆	12番	西山 一郎
13番	大内田峰夫				

3、欠席委員(2人)

5番	星野 宗広
9番	原 健治

農地利用最適化推進委員

有吉 佳延	千住 幹雄
金子 進	木下 重光
北永 一弘	奥 俊英

4、本会事務局 事務局長 林勇 係長：中島俊悟 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第4番 松江 委員 第6番 山下 委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第2号 非農地証明について 1件

その他

事務 局長 定刻となりましたので農業委員会8月総会を始めたいと思います。議案についてですが、できるだけ時間短縮することを目的として、質問及び意見等については事務局に前もって連絡をしていただくようになっておりましたが、質疑応答については必要と考えるので、もし意見等がある場合については挙手をして発言していただくようお願いします。またそれでは、田所会長より挨拶をお願いいたします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、11名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長にお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。また本会議においてはマスクの着用を了解していただきたいと思います。

議 長 それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業 委員 はい。

議 長 それでは4番委員の松江委員さんと6番委員の山下委員さんよろしくをお願いいたします。

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。1ページをお開きください。朗読いたします。

譲受人住所、添田町大字添田●●番地、氏名、●●、年齢67歳、家族構成、人員2人、農主0人、農従1人、自作地、34,103㎡、小作地、0㎡、計34103㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、年齢52歳、家族構成、人員1人、農主0人、農従1人、自作地、11,521㎡、小作地、0㎡、計11,521㎡、農機具の状況は一式です。土地の所在は、川崎町大字安真木字土取●●番、地目、田、地積1,765㎡であります。通作時間は、住居地から車で10分で、申請理由は売買であります。

現地確認は●●委員と●●委員で行いました。譲受人は5月の農業委員会でも、3条申請をしており、その時の申請地を事務局で確認したところ、元の銀杏畑以外の農地については作付け及び管理をしておりませんでした。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていないと考えます。許可が出た場合については柚子やミカン類を植えるとのことでした。審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは現地確認をしました●●推進委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員 事務局と●●委員と現地確認を行いました。先ほど事務局の説明のとおり、前回の3条での売買の箇所において耕作も管理もしていませんでした。しかしながら、草刈りをすればすぐに農地として利用できる程度の状態であるため、耕作には支障はないと思われます。場所といたしましては安宅の横地組から中元寺の方へ抜ける道の途中であります。以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

●●委員 先月の件で前例を作ってしまったから許可しないとしようがないと思います。

事務局 先月は生前贈与であることから今回の案件と切り離すべき考え  
ます。

●● 委員 条件を付けて許可とかできるのでしょうか。

事務局 先月は自身の耕作権の有する農地の草刈りがすべて完了したこ  
とを事務局が確認したのちに発行するという条件にして  
おりました。

●● 委員 草刈りをすればいいというものではないと思います。耕作目的の  
売買ですのでキッチリと耕作するべきと私は思います。

●● 委員 なぜわざわざ添田からこの農地を耕作したいのでしょうか。添田  
町にもこのような農地はたくさんあると思われま

事務局 真意は定かではないですが、おそらく譲受人が前回申請してきた  
農地もこのあたりであったことから、まとまった農地がほしかっ  
たということではないでしょうか。

議長 ほかございませんか。  
ないようですのでお諮りいたします。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方  
は挙手をお願いいたします。  
(賛成少数)  
賛成少数ですので議案第1号農地法第3条1項の規定による許  
可申請については不許可といたします。  
譲受人が耕作権を有する農地の全部利用ができてから、再度申請  
するよう申請者に事務局は連絡をお願いします。

議 長 それでは議案第2号非農地証明についてに移ります。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 非農地証明について説明します。4ページをお開きください。朗読いたします。  
議案第3号非農地証明、番号1、申請者住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字川崎字ロヶ坪●●番、登記地目、田、現況、雑種地、地積、15㎡、申請理由は、20年以上前より雑種地として利用しており、農地の復旧は困難であるということです。5ページに位置図、6ページに航空写真、7ページに現況写真を添付しております。

議 長 ありがとうございます。それでは現地確認をした●●委員は補足説明をお願いします。

●● 委員 現地確認をいたしましたところ、写真のとおりごみステーションの敷地となっております、コンクリートになっている状況であります。おそらく農地への復旧は極めて困難であったと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局と推進委員の補足説明に質疑及び意見のある方は挙手願います。  
無いようですのでお諮りいたします。  
議案第2号について賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(賛成多数)  
賛成多数ですので議案第2号非農地証明について、原案のとおり承認といたします。

議 長            その他に入ります。  
                  何かありますか。

事 務 局            農業新聞及び農業者年金の推進をお願いします。活動記録簿の  
                  提出をお願いします。

議 長            他ございませんか

●● 委員            (産廃の話)

他にありませんか

                  次回の総会は、9月10日(木)13時30からを予定しております。  
                  今から農業委員会の集合写真を撮影し、10時から本町玄関前で  
                  農地パトロールの出発式を行いますので帽子と腕章を着用の上、参  
                  加をお願いします。以上をもちまして、川崎町農業委員会8月総会  
                  を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前9時30分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

4 番委員 \_\_\_\_\_

6 番委員 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_